

門総人第97号

令和4年4月22日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本 一孝



令和3年的人事院勧告に伴う賃金等の取扱いについて（回答）

1. 期末手当について

第1回交渉にて、年度またぎの不利益遡及は行わないよう要求がありましたが、先般可決されました国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の附則にて、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置が設けられておりますことを踏まえ、令和4年6月期より国制度に準じた取扱いといたします。

一般職については期末手当の支給月数を年2.55月分から
0.15月分引き下げ、年2.4月分とするものであります。

再任用職員については、年1.45月分から0.1月分引き下げ、年1.35月分とするものであります。

支給要件を満たす会計年度任用職員については、一般職と同様に期末手当の支給月数を年2.55月分から0.15月分引き下げ、年2.4月分とするものであります。

また、令和4年6月期の期末手当を支給される職員であって、令和3年12月期に期末手当の支給をされた職員については、令和4年6月期から、令和3年12月期に支給された期末手当の額を基礎額として、同年12月1日における職員の区分に応じ、

再任用以外の職員については、0.15月分、

再任用職員については、0. 1月分をそれぞれ調整額として減額するものであります。

なお、このことにより、令和4年6月期は、一般職については、期末手当1. 2月分、勤勉手当0. 95月分、合計2. 15月分とし、調整額減額の対象者については、合計額から調整額を差し引いた額を支給するものであります。

再任用職員は、期末手当0. 675月分、勤勉手当0. 45月分、合計1. 125月分とし、調整額減額の対象者は、同様に調整額を差し引いた額を支給するものであります。

会計年度任用職員は、期末手当1. 2月分を支給するものであります。

なお、会計年度任用職員につきましては、任用当初の勤務条件の変更を行わないことを目的として、人事院勧告による、国家公務員の給与改定を当該年度に反映させる取扱いから、翌年度に反映することに変更することとし、調整額による減額は行わないこととします。

2. 地域手当について

地域手当の支給割合は、本市の財政状況に鑑み、当分の間、現状維持の14%と致しております。これまでの間、「まちの成長」と「財政の健全化」の両立を目指しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大や世界経済の状況が不透明なことにより、いまだ予断を許さない財政状況であることから、職員の皆様には、多大なご負担をおかけ致しますが、本市の現状をご理解いただき、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。